

お知らせ

会員のみなさまへー代議員の任期についてー

執行部

日頃より当協会の活動にご理解とご協力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

さて、3月17日（火）の第6回理事会で、代議員の任期を4年（現行は2年）とする定款変更案が承認されました（下記参照）。変更の理由は、①運営の安定性や一貫性を保ちたい、②代議員選挙にかかる物理的・経済的負担を軽減したい、というものです。なお、理事および監事の任期（現行2年）につきましては変更ありません。

この定款変更案は今後開催する代議員会で審議される予定です。本件につきましてご意見等がございましたら、代議員もしくは当協会事務局までお知らせいただくと幸いです。

【現 行】	【改正案】
第5条 第1項～2項（略） 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は理事会において定める。 第4項～5項（略） 6 第3項の代議員選挙は2年に1度、1月から3月までの間に投票及び開票を実施することとし、代議員の任期は、選任後2年目に実施される代議員選挙終了の時までとする。（以下 略）	第5条 第1項～2項（略） 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は理事会において定める。 第4項～5項（略） 6 第3項の代議員選挙は4年に1度、1月から3月までの間に投票及び開票を実施することとし、代議員の任期は、選任後4年目に実施される代議員選挙終了の時までとする。（以下 略）
